

消 防 予 第 6 9 8 号
令和5年12月27日

一般社団法人 日本自走式駐車場工業会
理事長 栗本和昌様

消防庁予防課長 渡辺剛英
(公 印 省 略)

自走式駐車場における防火対策の推進等について

平素から消防行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和5年8月20日に神奈川県厚木市で発生した自走式駐車場の火災においては、2階に駐車していた車両から出火し、人的被害はなかったものの、駐車場建屋1棟及び車両153台が焼損するという大きな物的被害が生じました。

また、海外の自走式駐車場では、更に多数の車両が焼損し、駐車場の一部が崩落した火災も近年発生しており、直近では、本年10月10日に英国ルートン空港の自走式駐車場において甚大な物的被害が発生しています。

これらのことを踏まえ、当庁では、「予防行政のあり方に関する検討会 消防用設備等の設置・維持のあり方に関する検討部会」（座長：小林恭一東京理科大学教授）において駐車場火災への対応について検討を行いました。同検討部会では、同様の火災被害を防止・軽減するため、事業所において早期に火災を覚知し、迅速な通報及び初期消火を行うとともに、人命安全のため適切な避難誘導を行うこと、また、消防隊による迅速な有効注水を行うことが必要とされたところです。

つきましては、同種の自走式駐車場における防火対策の推進等について、下記によりご協力をお願いいたします。

記

1 自走式駐車場における訓練の実施

自走式駐車場における初動対応について、機会を捉えて関係者への教育訓練や広報啓発を行われたいこと。

これに当たり、以下に掲げる事項について留意されたいこと。

- (1) 駐車場部分の自動火災報知設備が作動した場合、迅速に受信機を確認できる監視体制について確認すること。
- (2) 現場確認時に火煙を確認した時点で、現場確認者が迅速に119番通報し、駐車場で車が燃えていることを確実に伝えること。
- (3) 移動式粉末消火設備等の位置を確認するとともに、当該設備を使用した初期消火の要領を確認すること。
- (4) 駐車場の利用者に対し、避難誘導を行うとともに、駐車場内への進入を制止すること。

2 その他

- (1) 移動式粉末消火設備の取扱い方法について、消防庁ホームページに動画を公開しているため、上記1の訓練の際に活用されたいこと。
(URL : <https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/prevention001.html>)
- (2) 火災のより早期の覚知を図るため、個別の駐車場の状況に応じ、炎感知器や防犯カメラ等の活用を促進されたいこと。
- (3) 車両火災予防運動（毎年3月1日から3月7日まで）の機会等を捉え、車両の防火安全対策の徹底について、利用者を含め広報啓発を推進すること。